

「南薩摩においてよキャンペーン事業」業務委託仕様書

1 事業名

「南薩摩においてよキャンペーン事業」業務委託

2 事業目的

南薩地域全体を観光地として楽しみ方を発信し、他観光地との一層の差別化を図り、広域的な視点で南薩地域での周遊・滞在型観光を促進し、地域の観光の「稼ぐ力」の向上につなげる。

また、観光の動向や観光消費の実態、旅行者のニーズの把握・分析などマーケティングの結果に基づく戦略的かつ効果的な誘客を促進する。

3 履行期限

委託契約の締結の日から令和7年3月14日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 南薩地域（枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市）での周遊・滞在型観光でプレゼントが当たるキャンペーン

以下①イの応募要件を全て満たした観光客に対し、南薩地域の宿泊・飲食チケットや体験チケット，特産品等が抽選で当たるプレゼントキャンペーンを実施する。なお，詳細は委託者と協議の上，決定することとする。

① 特設サイトの開設

ア 以下イの応募要件を満たした観光客がキャンペーンに応募できるシステムを構築すること。

イ 応募要件は，以下のとおりとすること。

- ・ 特賞：宿泊＋買物or飲食＋体験活動（3条件クリア）
- ・ 各賞：宿泊＋買物or飲食or体験活動（2条件クリア）

※ 買物・飲食，体験活動は，宿泊した市以外の市（南薩地域内）とする。

※ 買物・飲食については，宿泊した市以外の市（南薩地域内）であれば場所は問わないが，1,000円以上の消費を要件とし，応募の際にレシートを添付する等，応募要件を満たしたことが分かる仕組みとすること。

ウ 特設サイトを開設する際は，本県ドメイン「pref.kagoshima.jp」のサブドメインを原則として利用することとし，ドメインの管理については，以下に留意すること。なお，特設サイト開設にあたっては，開設方法等委託者と十分協議の上実施すること。

- ・ 当該ホームページに閉鎖時期や閉鎖後のドメイン（旧ドメイン）の運用について掲載するなど，利用者に事前に周知を行うこと。
- ・ 旧ドメイン運用停止後，第三者に不正に取得されないよう旧ドメインを一定期間（1年以上）保持すること。
- ・ 旧ドメイン運用停止後，旧ドメインへアクセスがあった際に後継となるサイト（後継するサイトがない場合は終了を告知したページや本県トップページ等）へ転送を行うなど，旧ドメインが検索サイトの上位に表示される機会をできるだけなくすこと。

エ キャンペーン参加者のユーザー登録は、簡易で必要な情報（ニックネーム、年齢等）のみとし、個人を特定できる情報（住所、氏名等）は、景品の抽選に応募する時点で収集することとする。また、その旨をユーザー登録時点において参加者が確認できるようにすること。

なお、応募フォーム内には、アンケートページを設けること。

② キャンペーン対象宿泊施設の募集、調整

ア キャンペーン対象宿泊施設については、企画提案とし受託者で募集すること。なお、選定にあたっては、以下の要件を満たすものとする。

- ・ 南薩地域内にある宿泊施設とすること。
- ・ 旅館業法第3条第1項の営業許可など、当該施設を運営する上で、必要な許可を得ていること。
- ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。
- ・ 鹿児島県暴力団排除条例等を順守していること。
- ・ その他公序良俗に反しないこと。
- ・ 南薩地域内の多くの宿泊施設が本キャンペーンの対象となるよう、可能な限り宿泊施設の登録を推進すること。

③ 体験活動施設の選定、調整

- ・ 参加施設は、委託者の選定案を基に南薩地域の自然や産業、歴史等を体験できる施設等を重点的に選定すること。
- ・ 選定した参加施設については、受託者がキャンペーンへの参加可否等を確認するなど必要な調整を行うこと。

④ 問い合わせ対応業務

ア キャンペーン実施期間における参加者や宿泊施設、体験活動対象施設等からの問い合わせや、エラー・トラブルに対するサポートについては、受託者が対応すること。（電話対応含む）

⑤ 当選者の抽選、景品の選定・購入・発送業務

ア キャンペーンの対象期間は、以下の2回に分けて実施し、それぞれの募集終了後、速やかに応募者の中から委託者の同意を得た抽選方法により当選者を決定すること。

- ・ 1回目：令和6年9月1日～令和6年10月31日
- ・ 2回目：令和6年11月1日～令和7年1月31日

ただし、年末年始の期間（令和6年12月29日～令和7年1月3日）は除外する。

イ 景品の内容については、南薩地域の宿泊・飲食チケットや体験チケット、特産品等とし、キャンペーンに参加し、応募したくなるような魅力的な景品を委託者と協議の上、決定すること。

ウ 当選者数は、100名程度とし、不当景品類及び不当表示防止法に留意して委託者と協議の上決定すること。

⑥ キャンペーンに関する情報発信

ア キャンペーン周知のため、各種媒体を通じて情報発信を行うこと。（メディア、SNS等）

なお、実施にあたっては、下記(2)のフォトコンテストの広報も兼ねることとする。

- ・ ポスター，チラシ等の作成，発送
（対象宿泊施設，体験活動対象施設，その他誘客促進に効果的な設置場所等）
ポスター：250部，チラシ：15,000部（数量は見込み）
- ・ その他，効果的な周知を図ること。

(2) 南薩摩においてフォトコンテスト

Instagramを活用したフォトコンテストを実施する。なお，詳細は委託者と協議の上，決定することとする。

① フォトコンテストの実施

ア 募集期間：令和6年9月～令和7年1月まで

イ 募集部門：「食文化（飲料含む）」，「風景」，「朝日・夕日」の3部門

※ 上記に限らず，効果的なものがあれば提案すること。

ウ 入選作品数：各部門10作品程度

② フォトコンテスト事務局の運営

ア フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

- ・ フォトコンテスト開催概要・応募要項・応募規約の作成
- ・ 入賞者に係る選定基準の作成
- ・ 選定フローの作成
- ・ 賞品の選定，購入（賞品は、委託者と協議の上で決定する。）
- ・ フォトコンテストの応募作品数等の報告
- ・ 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理

※ 応募者は鹿児島県PR用などに使用する目的で県（県が許可した第三者を含む。）が応募作品を受賞の有無にかかわらず無償かつ無期限に使用，掲載，転載，公衆送信などすることを了承するものとする。

- ・ 応募作品の入賞候補作品の選定及び報告
- ・ 入選作品の本人確認作業
- ・ 応募者・入選者との連絡調整，入賞者への賞品の発送
- ・ その他フォトコンテスト事務局の運営に必要な業務

5 実績報告

業務終了後，実績報告書及び委託業務終了届を速やかに作成し，提出すること。実績報告書には次に掲げる事項を含めることとする。

- (1) 委託事業の実施内容をまとめたもの（写真等含む）
- (2) キャンペーン参加者，宿泊施設・体験活動対象施設等へのアンケート（観光の動向や観光消費の実態，旅行者のニーズの把握ができるもので，結果の分析まで含む。）
- (3) キャンペーンの宿泊施設・体験活動対象施設毎の来場者数，応募者の集計・分析結果（年齢別，居住市町村別）
- (4) フォトコンテストの投稿件数や投稿者の属性，Instagram広告の効果等，本コンテスト実施における効果・成果
- (5) 印刷物等の電子データ一式
- (6) フォトコンテスト応募作品の電子データ一式

- (7) 景品応募者と当選者の連絡先や発送先等個人情報一覧
- (8) 構築した機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面等）
- (9) その他、委託者と受託者が協議の上必要と判断したもの

6 その他の留意事項

- (1) 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務の成果品に関する著作権は、委託者に帰属する。
- (3) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。